

ど種々ある。この中で、これまた長大であるが、明石郡の「葛江里」名を記した文書木簡がある。飯の支給記録かともみられるが、どのような場で使用されたのか明瞭でない。因みに出土地は葛江里ではない。

凡 例

一、以下の原稿は各木簡出土地の調査機関に依頼して、執筆していただいたものであるが、体裁および釈文の記載形式については編集担当の責任において調整した。

一、原稿の配列順序はほぼ奈良時代の五畿七道の順序に準じた。

一、釈文下段のアラビア数字は木簡の長さ・幅・厚さを示す（単位はミリメートル）。欠損している部分の法量は括弧つきで示した。その下の三桁の数字は形式番号を示す。またそれぞれの調査機関での木簡の通し番号は最下段に示した。

一、釈文に加えた符号は次の通りである。（八頁第二図参照）

「」 木簡の上端ならびに下端が原形をとどめていることを示す。

＜ 木簡の上端・下端に切り込みのあることを示す。

くく 抹消した字画のあきらかな場合に限り原字の左傍に付した。

以上きわめて大ざっぱだが、一九七八年出土木簡について概観した。個々の木簡釈文は個別報告を参照して頂きたい。

（加藤 優）

■ 抹消により判読困難なもの。

□□ 欠損文字のうち字数の確認できるもの。

□□ 欠損文字のうち字数が推定できるもの。

□□ 欠損文字のうち字数の数えられないもの。

× 木簡が折損していて文字が失われている。

「」 異筆、追筆。

「」 合点。

・ 木簡の表裏に文字のある場合、その区別を示す。

〔 〕 校訂に関する注で、原則として釈文の右傍に付し、

本文に置き換えるべき文字を含む場合。

カ 編者が加えた注で疑問の残るもの。

マ マ 文字に疑問はないが意味の通じ難いもの。

一、地図中の▼は木簡の出土地を示す。

一、釈文の最下段に三桁で示した型式番号は、木簡の形態を示し、つぎの一五型式からなる。(第一図参照)

011型式 短冊型。

015型式 短冊型で、側面に孔を穿ったもの。

019型式 一端が方頭で、他端は折損・腐蝕で原形が失われたもの。

021型式 小形矩形のもの。

023型式 小形矩形の材の一端を圭頭にしたもの。

031型式 長方形の材の両端の左右に切り込みをいれたもの。方頭・圭頭など種々の作り方がある。

033型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれたもの。

035型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれ、他端を尖らせたもの。

036型式 長方形の材の一端の左右に切り込みがあるが、他端は折損あるいは腐蝕して不明のもの。

051型式 長方形の材の一端を尖らせたもの。

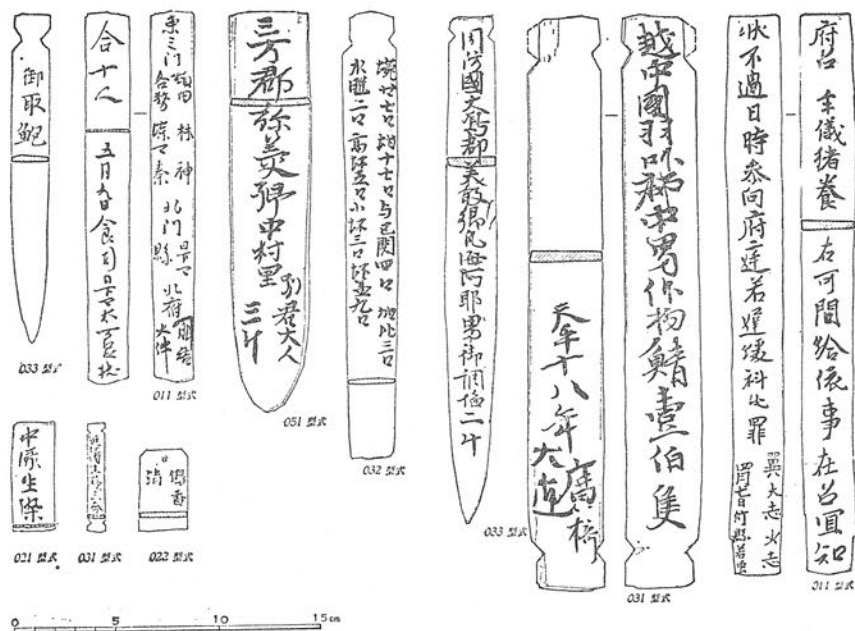
053型式 長方形の材の一端を尖らせたものであるが、他端は折損あるいは腐蝕して不明のもの。

061型式 用途の明瞭な木製品に墨書のあるもの。

065型式 用途未詳の木製品に墨書のあるもの。

081型式 折損、腐蝕その他によって原形の判明しないもの。

091型式 削屑。



第1図 木簡の形態分類

位下財源人安万呂
行夜使仍注狀如移

京陸へ得止條
折一

武藏國男衾郡餘戸里大贊鼓一斗天平十八年十一月

請飯
番長二人
番部一人
史生一人
全人十七人
在依例所請如件

×位下財源人安万呂
行夜使仍注狀如移
「

「泉進上材十二條中又八□□×

「武藏國男衾郡餘戸里大贊鼓一斗天平十八年十一月」

「番長二人
番部一人
史生一人
全人十七人
在依例所請如件
」

第2図 木簡積文の表現法